

経済産業省「サービス産業強化事業費補助金(認知症  
共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業)」

自治体・介護事業者等向け  
公募要領

令和2年 5月

株式会社 日本総合研究所

※本募集要領および関連資料・様式類は予告なく修正されることがありますので、  
必ずHPに掲載されている最新版をご確認ください

# 目 次

## I. 事業の概要

## II. 事業の目的・スキーム

1. 目的
2. 事業スキーム

## III. 事業の内容

1. 事業内容
2. 事業実施期間

## IV. 協力主体への依頼項目等

1. スケジュール概要
2. 依頼事項
3. 参加によるメリット
4. 費用負担

## V. 応募手続

1. 応募要件
2. 応募書類
3. 受付期間
4. 応募書類の提出先
5. 問い合わせ窓口

(別添)

資料1	事業概要
様式1	参加申込書

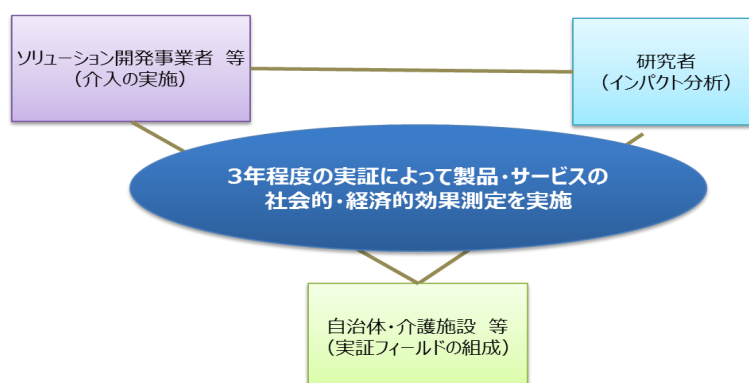
## I. 事業の概要

株式会社日本総合研究所(以下「事務局」という。)は、経済産業省「サービス産業強化事業費補助金(認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業)」を実施します。本事業にご協力いただける自治体・介護事業者等を募集いたします。

事業の概要は以下の通りです。詳細は「II. 事業の目的・スキーム」以降をご参照ください。

### 認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業 実証フィールドとしての自治体等の募集について

- 認知症が急増する中、認知症フレンドリー社会の実現を目指したソリューション開発を加速化させるべく、製品・サービスの社会的・経済的インパクトを検証する事業を開始します。
- 補助を受けた事業者が認知症との共生に関する製品・サービスの実証を行います。実証を効果的に推進するためには、認知症の方やご家族、事業者に加え、自治体や介護施設のご協力による実証体制の構築が不可欠です。そのため、実証フィールドの組成等にご協力いただける自治体や介護施設等を募集いたします。



(想定されるご協力先)

- 自治体・公共機関、介護施設、医療機関、商工会、NPO 法人 等

(想定される実証テーマ(例))

- 買い物(例:キャッシュレスを用いた買い物支援)
- 移動、交通(例:ご家族への通院、通所お知らせアプリ)
- 金融、財産管理(例:金融機関における窓口支援サービス)
- 入浴、排泄(例:デザインの刷新による自立化) 等

(想定されるご協力内容(例))

- 実証の対象者の抽出、間接補助事業者が開発する製品・サービスに関する広報活動、対象者への紹介、施設等の貸し出し 等

## II. 事業の目的・スキーム

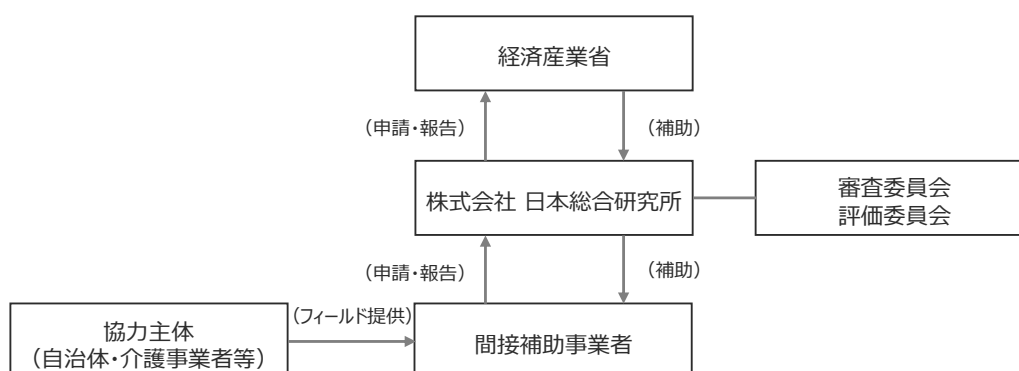
### 1. 目的

経済産業省「サービス産業強化事業費補助金(認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業)」(以下「補助事業」という。)では、認知症との共生に関する製品・サービスの開発・普及に当たり、業界団体、事業者、研究者、介護施設、自治体等が連携した実証体制を構築しつつ、本人や家族へのQOLの向上やインフォーマルケアコストの削減といった社会的な効果に加えて、介護費への影響や認知症の人の社会参画の強化等による経済的インパクトを分析・評価します。あわせて、実証された製品・サービスに基づいた各業界での認知症に優しいガイドラインの策定やそれを通じた国際標準づくりを推進します。このような取組みを通じ、認知症の人と自治体、介護施設や家族等の各ステークホルダーにとって認知症フレンドリーな製品・サービスを社会実装することで、認知症になっても自分らしく暮らし続けられる「共生」社会の実現を目指します。

### 2. 事業スキーム

事務局は、補助事業について経済産業省の補助を受け、事業全体の管理支援業務を行い、採択された間接補助事業者に対する補助金交付など、補助事業全体の運営を統括します。

また、間接補助事業者による実証について、フィールド提供等にご協力いただく自治体・介護事業者等の協力主体(以下、「協力主体」とします。)を募集します。



## III. 事業の内容

### 1. 事業内容

#### ① 事業の対象

補助事業においては、認知症との共生に関する製品・サービスの実証を行い、その社会的な効果や課題を明確化し、製品・サービスの社会実装の促進を図ります。

製品・サービスについて想定されるテーマ、対象、想定される協力先は以下のとおりです。

(想定されるテーマ)

買い物、移動・交通、金融・財産管理、労働(就労・社会参画)、調理・食事、入浴・排泄、通院・通所、服薬、その他の生活課題等に関する以下の製品・サービスや取組み

- 認知症の人の生活を支援する製品・サービス
- 認知症の人の生活を支える家族や介護者を支援する製品・サービス
- 認知症の人に関わり得る地域や企業等を支援する製品・サービス

(製品・サービスの対象者)

- 軽度認知障害(MCI)、軽度～中等度認知症、重度認知症、若年性認知症
- 各ステークホルダー(家族、介護者等) 等

(想定される協力先)

- 自治体・公共機関、介護施設、医療機関、商工会、NPO 法人 等

## ② 実証事業の実施

外部有識者等を委員とする委員会(以下「審査委員会」という。)の審査を経て採択された間接補助事業者が、経済産業省、事務局との調整を通じ、最長3年間の実証計画の確定後、実証事業を実施します。

## 2. 事業実施期間

本補助事業の実施期間は、交付決定日～令和3年3月5日です。ただし、対象となる実証事業は、令和2年度～令和4年度の最長3年間での実施を前提とします。

## IV. 協力主体への依頼項目等

### 1. スケジュール概要

応募から事業終了までの流れは、以下を予定しています。ただし、今後の新型コロナウイルスの感染拡大状況等を踏まえ、予定を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### ① 事業者・研究機関向け事業公募

令和2年6月頃 : 事業公募

令和2年6月頃 : 応募団体に対するヒアリング

令和2年6月～7月頃 : 一次審査、審査結果の応募団体への通知

#### ② 協力主体向け公募

令和2年6月頃 : 公募

#### ③ 候補団体と協力主体のマッチング・調整

令和2年7月頃 : マッチング

令和2年7月頃 : 候補団体と協力主体間の調整

#### ④ 候補団体・協力主体の決定

令和2年7月頃 : 候補団体による応募書類等の修正・提出

令和2年7月頃 : 認知症当事者・家族への意見聴取(事務局において実施)

令和2年8月頃 : 間接補助事業者審査結果の応募団体への通知(間接補助事業者・協力主体の決定)

#### ⑤ 実証の実施

令和2年9月～令和5年3月 : 実証・評価

なお、今回実施する協力主体の公募は、あくまで間接補助事業者となる事業者・研究機関が独自に確保するフィールドを補完する目的で公募を行うものであり、本公募へ応募していない自治体・団体であっても実証には参加可能です。

## 2. 依頼事項

### ① マッチングへのご協力

一次審査を通過した候補団体(別途公募を実施)が実証フィールドを確保・拡充するためにマッチングの機会を設定します。これは、候補団体のうち、フィールドの確保・拡充を希望する団体が、製品・サービスの紹介や実施したい実証の構想に関して、協力主体にご説明いただく機会を提供するものです。

協力主体には、参加意向を表明した候補団体が提出した提案書(実証の計画、製品・サービスの概要等を記載したもの)を提供いたします。提案書をご確認いただき、候補団体によるご説明の聴講を希望される場合は、聴講を希望される候補団体・実証を事務局へご連絡ください。

また、協力主体にご提出いただいた「参加申込書」は、候補団体に提供いたします。候補団体が、特定の協力主体へのご説明を希望した場合、事務局から当該協力主体に対して、マッチングへのご協力を依頼することがございます。あらかじめご了承ください。

マッチングの開催期間・希望される場合の連絡先等の詳細は、決定次第、事務局のウェブサイトにてご案内いたします。

(株式会社日本総合研究所ウェブサイト)

※後日掲載いたします。

### ② 候補団体との調整

マッチングの結果等を踏まえて、実証へご協力いただける場合は、協力可能な候補団体と、提供するフィールドの具体的な内容や、実証における協力主体の役割等について、候補団体とご調整いただきます。

※協力可能な候補団体・実証を事務局にご連絡をいただければ、必要に応じて協議の場を

設定いたします。

### ③ 実証へのご協力

事前にご調整いただいた内容を踏まえ、実証において、対象者の抽出、実証を行う際の体制整備等へご協力ください。

(想定されるご協力内容)

実証の対象者の抽出、間接補助事業者が開発する製品・サービスに関する広報活動、対象者への紹介、施設等の貸し出し、等にご協力いただくことを想定しています。

※詳細は間接補助事業者とご調整いただきます。

## 3. 参加によるメリット

本事業にご協力いただくことにより、協力主体にとって例えば以下のようなメリットがあると想定しています。以下の点も踏まえ、応募をご検討ください。

(自治体向けのメリット)

- 地域内での認知症についての理解促進
- 認知症についての課題解決のための新たな取組
- 革新的なアイデアを持つ事業者、高い専門性を持つ研究者との新たな連携(認知症にやさしいまちづくりへの協力等)
- 自治体のアピールポイントになり、独自性のあるまちづくりが可能になる
- 関連産業の育成・誘致 等

(介護施設向けのメリット)

- 介護現場での負担軽減・生産性向上
- 介護離職の予防
- 利用者の満足度向上 等

## 4. 協力における対価

実証にかかる費用は基本的に間接補助事業者が負担することを想定しています。協力費等の詳細な内容は間接補助事業者との協議によりご決定ください。

## V. 応募手続

### 1. 応募手続

応募に際して、以下の事項について様式1「参加申込書」に記載してください。

- (ア) 協力の背景となる地域や介護事業者としての課題、実証協力の目的
- (イ) フィールドとして協力したい製品・サービスの分野や種類
- (ウ) 実証においてご協力いただける内容

「参加申込書」に記載いただいた情報は、一次審査を通過した候補団体に提供し、マッチングへ活用することを想定しています。あらかじめご了承ください。

## 2. 応募書類

応募にあたり提出の必要な書類および提出部数は、下記のとおりです。

応募書類の様式は、日本総合研究所のウェブサイトからダウンロードできますので、ご利用ください。また、「3. 受付期間」、「4. 応募書類の提出先」も併せてご確認の上ご応募ください。

(株式会社日本総合研究所ウェブサイト)

※後日掲載いたします。

< 応募書類(紙媒体) >

- ① 参加申込書(様式1) [正本1部、副本(写し)3部]

## 3. 受付期間

募集開始日: 令和2年6月上旬頃

締切日: 令和2年6月下旬頃

正式な公募期間は、新型コロナウイルス対策の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の状況を踏まえて決定し、公表する予定です。

## 4. 応募書類の提出先

正式な公募期間と同時に公表する予定です。

## 5. 問い合わせ窓口

ご質問につきましては、下記窓口まで電子メールにてご送付ください。

なお、公募に関する事項につきましては、すべて日本総研を窓口としておりますので、経済産業省へのお問い合わせはご遠慮ください。

提出先: 200010-metihojo@ml.jri.co.jp

件名: 「サービス産業強化事業費補助金(認知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業)」公募係

記入様式: メール本文に「所属組織名」「担当者名」「電話番号」「メールアドレス」を明記してください。

受付期限: 2020年5月22日(金)17:00 ※仮

< 留意事項 >

- 応募書類送付時の封筒の宛名面に「経済産業省「サービス産業強化事業費補助金(認



知症共生社会に向けた製品・サービスの効果検証事業)」と明記してください。

- 公募締切後、内容について確認等のご連絡をさせていただく場合がございます。ご容赦ください。